

# 毒物劇物危害防止規定モデル (製造業編)

三重県医療保健部薬務感染症対策課

## はじめに

「毒物劇物危害防止規定」は、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止することを目的とした事業者の自主的な規範であり、事業所ごとに作成していただくものです。三重県では、これまでに危害防止規定作成例を対象事業者の皆様へ配布し、その作成、取り組みをお願いしてきたところですが、今般、平成18年度及び平成19年度厚生労働科学研究費補助金（化学物質リスク研究事業）「毒物劇物の事例解析に基づく安全管理創生に関する研究」の毒物劇物危害防止規定モデルを活用させていただき、本書を作成いたしました。つきましては、既存作成例とあわせて本書を危害防止規定の作成や見直しにご活用いただければ幸いです。

また、三重県では毒物劇物を取り扱う皆様を対象に毒物劇物安全対策講習会の開催や、激甚災害時における毒物劇物による健康被害のリスクを軽減する目的で、その保有状況調査等を実施しております。今後も本県の取り組みにご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

三重県医療保健部薬務感染症対策課長

### － 作成にあたって －

危害防止規定は毒物劇物を取り扱われる事業者の自主的な規範です。その目的は、自主的に、活動方針、遵守事項等の具体的項目などを定めて、事業管理者や従事者の毒物劇物の管理や責任体制を明確にすることにより、毒物劇物による危害を防止することにあります。

事業所により、製造・販売・輸送・業務上取り扱い等の業態や、取り扱う毒物劇物の種類や、作業手順、想定される危害等が異なりますので、危害防止規定の作成にあたっては、各事業所の状況を十分考慮、反映し、必要に応じて、不要な項目の削除や項目の追加を行っていただくようお願いいたします。

また、危害防止規定は、それを作成することが目的ではなく、その規定を運用、機能させてこそはじめて、その意義が生じます。作成後は、事業所内の従事者等に周知徹底し、適切な運用を行っていただきますようお願いいたします。

## 目 次

<b>I 危害防止規定モデル（製造業編）</b> . . . . .	<b>1</b>
第1章 総 則	
1.1 目的 . . . . .	5
1.2 適用法令 . . . . .	5
1.3 定義 . . . . .	5
1.4 適用範囲 . . . . .	6
1.5 遵守事項 . . . . .	6
第2章 安全管理体制等	
2.1 毒物劇物の管理方針 . . . . .	7
2.2 毒物劇物の管理目標の設定 . . . . .	7
2.3 危害要因の特定とリスクの低減 . . . . .	7
2.4 毒物劇物の危害防止管理計画の作成 . . . . .	7
2.5 毒物劇物安全管理組織 . . . . .	7
2.6 事業者および管理者等の職務 . . . . .	9
2.7 毒物劇物危害防止管理計画の実施 . . . . .	10
第3章 安全管理	
3.1 安全管理 . . . . .	11
3.2 設備の管理 . . . . .	11
3.3 立ち入り制限 . . . . .	12
3.4 盗難、流出および出火等の防止 . . . . .	12
3.5 飛散、流出防止 . . . . .	12
3.6 除害設備 . . . . .	12
3.7 火気使用の制限 . . . . .	12
第4章 運転管理	
4.1 運転管理 . . . . .	12
4.2 毒物劇物製造所等の点検、検査 . . . . .	13
4.3 製造設備等の管理 . . . . .	13
4.4 廃棄基準 . . . . .	14
第5章 物 流	
5.1 運 搬 . . . . .	14
第6章 事故発生時の措置	
6.1 関係機関への届出 . . . . .	16
6.2 事故発生時の連絡等 . . . . .	16

第7章 教育訓練	
7.1 教育訓練	16
第8章 文書化と記録および保管	
8.1 文書化	17
8.2 記録および保管	17
第9章 監査	
9.1 監査計画の立案と実施	17
9.2 監査結果の報告	18
付 則	18
チェックリスト	20
<b>II 参考資料</b>	<b>25</b>
○ 毒物劇物取扱責任者の業務について	27
(昭和50年7月31日 薬発第668号)	
○ 毒物劇物危害防止規定について	28
(昭和50年11月6日 薬安第80号・薬監第134号)	

# I 危害防止規定モデル（製造業編）



# 毒物劇物危害防止規定

—製造業—

## 目 次

### 第1章 総則

1.1 目的	〇〇
1.2 適用法令	〇〇
1.3 定義	〇〇
1.4 適用範囲	〇〇
1.5 遵守事項	〇〇

### 第2章 安全管理体制等

2.1 毒物劇物の管理方針	〇〇
2.2 毒物劇物の管理目標の設定	〇〇
2.3 危害要因の特定とリスクの低減	〇〇
2.4 毒物劇物の危害防止管理計画の作成	〇〇
2.5 毒物劇物安全管理組織	〇〇
2.6 事業者及び管理者等の職務	〇〇
2.7 毒物劇物危害防止管理計画の実施	〇〇

### 第3章 安全管理

3.1 安全管理	〇〇
3.2 設備の管理	〇〇
3.3 立ち入り制限	〇〇
3.4 盗難、流出及び出火等の防止	〇〇
3.5 飛散、流出防止	〇〇
3.6 除害設備	〇〇
3.7 火気使用の制限	〇〇

#### 第4章 運転管理

- 4.1 運転管理 . . . . . ○○
- 4.2 毒物劇物製造所等の点検、検査 . . . . . ○○
- 4.3 製造設備等の管理 . . . . . ○○
- 4.4 廃棄基準 . . . . . ○○

#### 第5章 物流

- 5.1 運搬 . . . . . ○○

#### 第6章 事故発生時の措置

- 6.1 関係機関への届出 . . . . . ○○
- 6.2 事故発生時の連絡等 . . . . . ○○

#### 第7章 教育訓練

- 7.1 教育訓練 . . . . . ○○

#### 第8章 文書化と記録及び保管

- 8.1 文書化 . . . . . ○○
- 8.2 記録及び保管 . . . . . ○○

#### 第9章 監査

- 9.1 監査計画の立案と実施 . . . . . ○○
- 9.2 監査結果の報告 . . . . . ○○

- 付 則 . . . . . ○○



## 毒物劇物危害防止規定

### —製造業—

#### 第1章 総 則

##### 1. 1 目 的

この規定は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という）製造所等における毒物劇物の管理とその責任体制を明確にし、もって毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとして、毒物劇物の製造所、業務上取扱事業所における安全管理に関する基準を作成し、周知させる。毒物劇物の製造、取り扱いに関わる安全の確保を図る目的を達成するため、事業者は経営方針に基づいて、毒物劇物の製造所、業務上取扱所としての安全管理方針を明確にし、管理計画等を定め、これを実行する。実施状況を評価し、不都合事項の改善を図ることにより、自主的危険防止活動を促進して、危害を未然に防止し、安全及び保健衛生の管理レベルの向上を図る。

##### 1. 2 適用法令

該当法規類は、毒物及び劇物取締法（法律）、毒物及び劇物取締法施行令（政令）、毒物及び劇物指定令（政令）及び毒物及び劇物取締法施行規則（省令）等の法令ならびに規定について（通知）及び取扱責任者の業務について（通知）等である。

##### 1. 3 定義

この規定において使用する用語の定義を設け、毒物及び劇物取締法において使用する用語例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「会社」とは、〇〇会社をいう。
- (2)「事業所」とは、「毒物劇物製造所等を有する〇〇会社△△事業所」をいう。
- (3)「事業者」とは当該事業所の責任者（社長あるいは事業所長を想定する）をいう。
- (4)「法」とは、毒物及び劇物取締法（以下「毒物劇物法」という）をいう。
- (5)「法令」とは、毒物劇物法及びそれら法律の政令、省令、通知等をいう。
- (6)「毒物劇物製造所等」とは、法令に示す毒物劇物の製造所、貯蔵所、出荷施設、消費施設、試験室及び研究施設等をいう。

- (7)「毒物劇物取扱責任者」とは、法第7条で規定された毒物劇物取扱責任者をいい、製造所、営業所又は店舗ごとに所在する都道府県知事に、届けた者をいう。変更した場合も同様とする。
- (8)「特定毒物研究者」とは、法第3条の2第1項で規定された、学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者をいう。
- (9)「総括管理者」とは、事業所における毒物劇物の取り扱いについて総括的な管理監督を行うものをいう。
- (10)「毒物劇物取扱安全管理者等」とは、毒物劇物の危害防止のため事業者が自主的に選任した管理者で、法で定められた毒物劇物取扱責任者を業務上管理する管理者をいう。
- (11)「緊急事態」とは、引火、火災、爆発、毒物劇物等化学物質の漏洩流出及び自然災害（地震、雷、津波、高潮、台風、洪水、大量の降雨・降雪等）等の発生により事故の発生する恐れがある状態をいう。
- (12)「危害」とは、事故や災害の発生などにより生命や身体などを損なうような危険なことをいう。
- (13)「事故」とは、毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずる恐れがある状態、及び引火、火災、爆発が発生した状態をいう。
- (14)「PDCAサイクル」とはPlan、Do、Check、Actを言い、JISQ2001に定められたリスクマネジメントの方法を指す。

#### 1. 4 適用範囲

この規定の適用範囲は、法令に示す毒物劇物を取り扱う△△事業所及び取り扱う者に適用する。

#### 1. 5 遵守事項

- (1) 事業所で毒物劇物を取り扱う者は、本規定に定める事項を遵守しなければならない。
- (2) この規定に定める事項は、事業者が、毒物劇物を取り扱う者に対して教育訓練を繰り返し実施し、周知徹底を図らなければならない。

## 第2章 安全管理体制等

### 2. 1 毒物劇物の管理方針

- (1) 事業者は、経営方針に基づいて安全衛生方針を表明し、毒物劇物を取り扱う者に周知させるとともに、危害防止に関する管理計画(以下「毒物劇物危害防止管理計画」という)を策定し、実行し、評価して次年の計画に反映させなければならない。
- (2) 毒物劇物使用においては、当該物質の特性を理解し毒物劇物に係わる事故の未然防止に努めるとともに、環境を悪化させることが無いようにしなければならない。
- (3) 関係法令の遵守は勿論、危害防止のため、危害防止の目的を設定し、設備や取り扱い方法などの改善や、管理体制を充実強化し管理レベルの向上を図るとともに、毒物劇物を取り扱う者に対する教育訓練を徹底して、危害防止の啓発に努めなければならない。

### 2. 2 毒物劇物の管理目標の設定

事業者は、安全衛生方針に基づき、次項に掲げる事項を踏まえ、毒物劇物の管理目標(以下「安全衛生目標」という。)を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、当該目標は、毒物劇物を取り扱う者に周知するものとする。

### 2. 3 危害要因の特定とリスクの低減

- (1) 事業者は、事業所における毒物劇物の毒性、有害性(以下「危害要因」という)を特定する手順(GHS(Globally Harmonized System)等を参照)を定めるとともに、この手順に基づき、危害要因を特定するものとする。
- (2) 事業者は、危害を防止するため、有害要因及び事業所における毒物劇物設備や作業の危険性等を勘案し、リスク評価(化学製品製造業のチェックリスト等を参照)を行い必要なリスクの低減策を定める。
- (3) 事業者は、法令及び事業所の基準等に基づき、実施すべき事項を決定する手順を定める。

### 2. 4 毒物劇物の危害防止管理計画の作成

事業者は、安全衛生目標を達成するため、前項の結果等を踏まえて、年間の毒物劇物危害防止管理計画を作成するものとする。

### 2. 5 毒物劇物安全管理組織

事業所の毒物劇物危害防止管理計画の確実な実行と円滑な運用を図るため、管理体制を整備し、管理組織の役割と責任を明確にする。

- (1) 事業者は、組織が円滑に運用を図れるように事業所の実態に即して管理組織を定める。その組織の例を「△△事業所毒物劇物安全管理組織図」(図1)に示した。

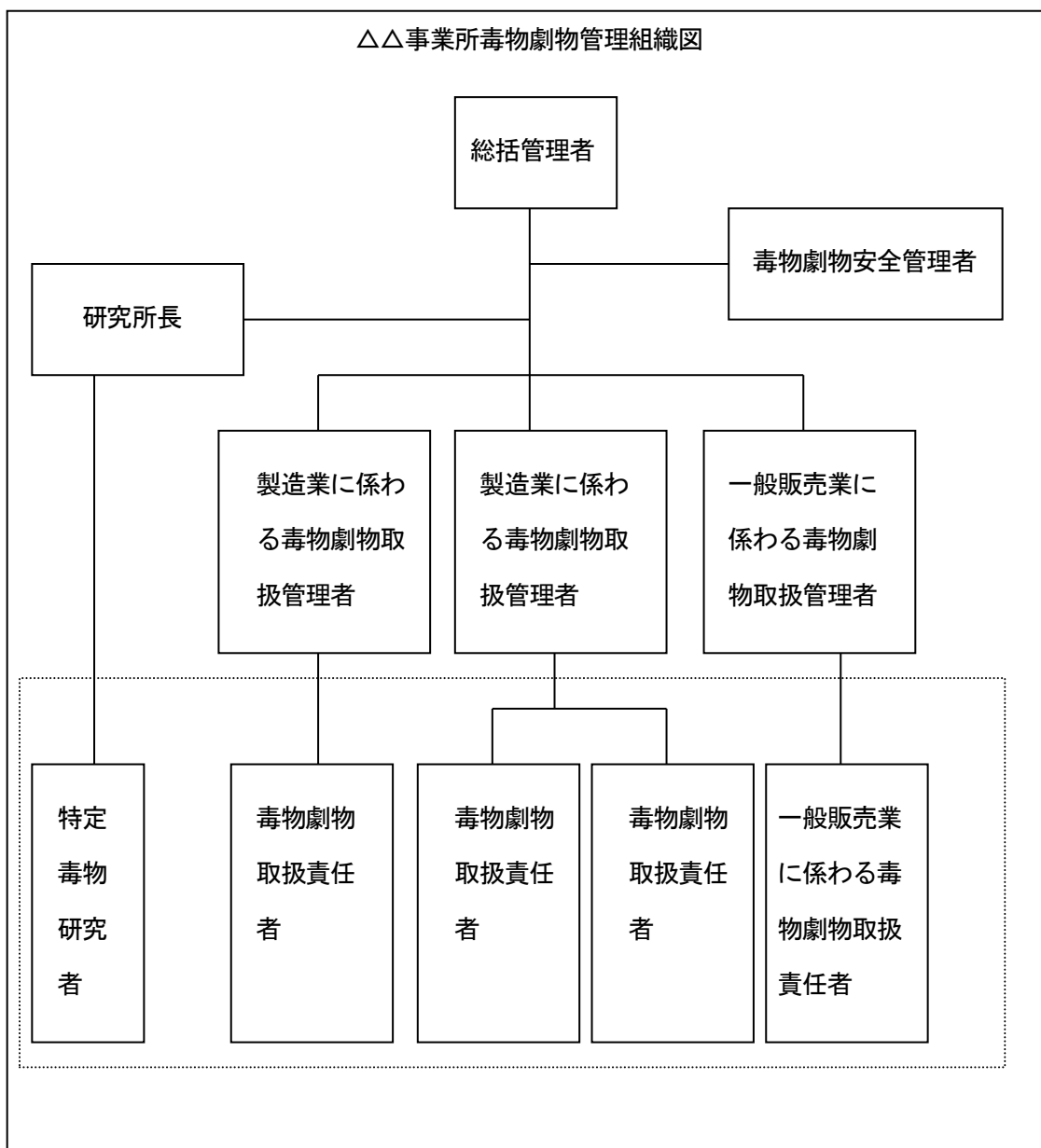


図1 △△事業所毒物劇物安全管理組織の例  
(破線枠内は法で定められた者)

- (2) 法で定められた毒物劇物取扱責任者は、都道府県知事に届け出なければならない。また、法で定められた特定毒物研究者については、都道府県知事の許可を受けなければならない。なお、毒物劇物取扱責任者及び特定毒物研究者を変更した場合も同様とする。
- (3) 事業者が自主的に選任した毒物劇物安全管理者についても管理組織に明確に位置付けることが望ましい。
- (4) 事業者は、毒物劇物安全管理組織の会合を定期的を開催して、毒物劇物危害防止管理計

画の実施状況を把握し、円滑な運用と計画達成のための諸問題事項の解決を図る。また、緊急事態が発生した場合や計画外の事象が発生した場合の対応を図る。

## 2. 6 事業者及び管理者等の職務

### (1) 事業者の職務

事業者の職務は次のとおりとする。

ア. 毒物劇物安全管理組織を定める。

イ. 事業所を総括管理するため、総括管理者及びその代理者を選任する。

ウ. 法で定められた毒物劇物取扱責任者及び特定毒物研究者を選任し、都道府県知事に届等し、所定の手続きを行う。

エ. 業務遂行を円滑に行うため、必要に応じ毒物劇物取扱責任者を管理する毒物劇物取扱管理者を選任する。

オ. 毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、安全管理方針を明確にし、危害防止のPDCAサイクルを構築させる。又その実施状況を把握し、必要な措置を講じる。

### (2) 管理者等の職務

管理者等の職務は次のとおりとする。

ア. 総括管理者及びその代理者

事業所における毒物劇物の取扱についての総括的な管理監督を行う。また代理者は総括管理者不在時に、その職務を代行する。

イ. 製造業に係る毒物劇物取扱管理者

製造業に係る毒物劇物取扱管理者は、毒物劇物を直接に取り扱う製造所毎に、専任された毒物劇物取扱責任者の業務を管理し、法令で定められた業務や社内規定で定められた業務遂行状況等を管理する。

ウ. 一般販売業に係る毒物劇物取扱管理者

一般販売業に係る毒物劇物取扱管理者は、毒物劇物の販売に関わる出荷や物流業務に携わる専任された毒物劇物取扱責任者の業務を管理し、法令で定められた業務や社内規定で定められた業務遂行状況等を管理する。

### (3) 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物取扱責任者は、所管する職場の毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止にあたり、次の項目に掲げる業務を行う。

ア. 製造施設等について、設備に関する法令の基準の遵守状況の点検及び管理

イ. 法令の基準の遵守状況の点検及び管理

ウ. 取扱いに関する法令の基準の遵守状況の点検及び管理

- エ. 運搬に関する法令の基準の遵守状況の点検及び管理
- オ. 廃棄に関する法令の基準の遵守状況の点検及び管理
- カ. 毒物劇物の盗難及び紛失防止に必要な措置
- キ. 事故発生時の措置等
  - ・ 事故の拡大防止のための応急措置
  - ・ 関係機関及び周辺事業所等への連絡
  - ・ 応急措置に必要な資機材等の配置、点検、管理
  - ・ 事故の原因調査及び再発防止のための措置
- ク. 取扱い及び事故発生時の応急措置に関する従業員の教育訓練の実施
- ケ. 販売若しくは譲渡に係る業務日誌の作成
- コ. その他保健衛生上の危害防止に関する事項

#### (4) 特定毒物研究者

所管する職場の、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止にあたり、次の項目に掲げる業務を行う。また、特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない。

- ア. 取扱い施設等について、法令の基準の遵守状況の点検及び管理
- イ. 表示に関する法令の基準の遵守状況の点検及び管理
- ウ. 取扱いに関する法令の基準の遵守状況の点検及び管理
- エ. 廃棄に関する法令の基準の遵守状況の点検及び管理
- オ. 毒物劇物の盗難及び紛失防止の必要な措置
- カ. 事故発生時の措置等
  - ・ 事故の拡大防止のための応急措置
  - ・ 関係機関及び周辺事業所等への連絡
  - ・ 応急措置に必要な資機材等の配置、点検、管理
  - ・ 事故の原因調査及び再発防止のための措置
- キ. 取扱い及び事故発生時の応急措置に関する従業員の教育訓練の実施
- ク. 使用実績又は譲渡に係る業務日誌の作成
- ケ. その他保健衛生上の危害防止に関する事項

## 2. 7 毒物劇物危害防止管理計画の実施

- (1) 事業者は、毒物劇物危害防止管理計画遂行のPDCAサイクルを定めることにより適切かつ継続的に実施する。
- (2) 事業者は、毒物劇物危害防止管理計画を毒物劇物の取扱者に周知徹底させるとともにPDCAサイクルを確立する。

## 第3章 安全管理

### 3. 1 安全管理

この規定に定める管理者等は、それぞれの職務に従い、危害防止に関する基準類の整備を行い、関係者に徹底させ、危害の防止に努めなければならない。事業所の毒物劇物危害防止のPDCAサイクルを確立し、安全管理レベルの向上を図る。取り扱う毒物劇物については安全データシート（SDS）を整備し、定期的に毒物劇物の取扱者に教育し、徹底しなければならない。また、教育の修得度を確認し、不十分ならば再教育を行い、教育の徹底を図る。

### 3. 2 設備の管理

事業者は、毒物劇物の危害防止のため自主的に当該施設毎に設備の構造や、取扱及び保守点検などの必要事項を定めた設備基準を作成し、設備を取り扱う者に教育し、周知させなければならない。

#### (1) 設備基準

- ア. 使用する材料は、腐食、摩耗等により毒物劇物が漏洩しないような材質、強度を有するとともに、毒物劇物が施設外に飛散、漏れ、染み出し、流れ出し、又は地下にしみ込む恐れのない構造とすること。
- イ. 毒物劇物を含有する粉塵、ガス、排水の処理のための資機材を備えること。

#### (2) 貯蔵設備等の基準

- ア. 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- イ. 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラム缶、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又は染み出る恐れのないものであること。
- ウ. 毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下に染み込み、又は流れ出る恐れがないものであること。
- エ. 毒物又は劇物を貯蔵する場所に鍵をかける設備があること、ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵が設けてあること。

#### (3) 毒物劇物の表示

毒物劇物を貯蔵又は収納する容器及び毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所へは、以下のように表示する。

- ア. 貯蔵又は収納するための容器及び被包
  - (a) 毒物にあっては「医薬用外」の文字及び「毒物」の文字（赤字に白文字）
  - (b) 劇物にあっては「医薬用外」の文字及び「劇物」の文字（白地に赤文字）
- イ. 販売又は授与のための容器及び被包
  - (a) 毒物劇物の名称
  - (b) 前号のア(a) , (b)に定める事項
  - (c) 毒物劇物の成分及びその含有量

(d) 製造業者名及びその所在地

(e) その他法令に定められた事項

ウ. 貯蔵又は陳列する場所

(a) 毒物にあつては「医薬用外」の文字及び「毒物」の文字

(b) 劇物にあつては「医薬用外」の文字及び「劇物」の文字

### 3. 3 立ち入り制限

事業者は、製造所等には「関係者以外立ち入り禁止」の標識を掲示し、関係者以外は立ち入らせないようにしなければならない。

### 3. 4 盗難、流出及び火災等の防止

事業者は、毒物劇物の危害防止のため自主的に毒物劇物の保管場所及び保管庫等の維持管理に関する基準を作成し、遵守しなければならない。

ア. 毒物劇物取扱管理者は保管場所及び保管庫の管理者を定め、当該場所に氏名を掲示する。

イ. 保管庫は堅固な構造とし、容易に持ち運びができないようにする。

ウ. 保管庫のある部屋は常に出入り口を施錠する。

エ. 保管庫は施錠する。

### 3. 5 飛散、流出防止

事業者は、毒物劇物による危害を防止するため、法令に従い毒物劇物の飛散や流出防止の措置を定め、実施しなければならない。

### 3. 6 除害設備

毒物劇物取扱管理者は、毒物劇物を含有する粉塵、ガス又は廃水の処理に必要な資機材を備えるとともに、毒物劇物が流出した場合に使用する保護具を備える。

### 3. 7 火気使用の制限

事業者は、毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物製造施設内に毒物劇物取扱管理者の許可なしに、火気を持ち込むことや、火気を使用させてはならない。また許可された場所以外で喫煙してはならない。

## 第4章 運転管理

### 4. 1 運転管理

事業者は、毒物劇物の危害防止のため自主的に設備の運転（運転開始、正常運転、運転停止、



非常時の操作等)に関する必要事項を定めた運転基準を作成し、運転に携わる者へ教育し、周知徹底させなければならない。

- (1) 毒物劇物取扱責任者は毒物劇物製造所等について適正な運転管理基準を定め、運転に従事する者に徹底しなければならない。
  - ア. 毒物劇物製造所等の運転及び操作基準
  - イ. 点検基準
  - ウ. 工事に関する安全措置基準
  - エ. 緊急時の措置に関する基準
  - オ. その他、安全に関する必要な事項
- (2) 毒物劇物の製造に関する作業手順は以下の事項を織り込み、作業毎に制定し、運転に携わる者に教育し、周知徹底しなければならない。
  - ア. 人体に対する影響と着用保護具
  - イ. 救急措置
  - ウ. 緊急時の措置
- (3) 毒物劇物取扱管理者は、運転に携わる者に対し作業の状況により適切な保護具を着用させなければならない。

#### 4. 2 毒物劇物製造所等の点検、検査

事業者は、毒物劇物製造所等の設備及び機器類を適性に維持管理するために点検及び検査をさせなければならない。

- (1) 設備及び機器類を適性に維持管理するための点検及び検査は以下のとおりである。
  - ア. 日常点検：稼働中に行う点検
  - イ. 定期点検：定期的に周期を決めて行う点検、装置を停止して行う場合もある。
  - ウ. 法令点検：法に基づいて行う点検及び検査
- (2) 点検の結果、異常が発見された場合は速やかに毒物劇物取扱責任者へ報告する。
- (3) 毒物劇物取扱責任者は、速やかに補修その他の適切な改善措置を講じる。
- (4) 毒物劇物製造所等の点検結果及びその措置状況を記録し、毒物劇物取扱管理者の確認を経て毒物劇物取扱責任者に報告の後、保管する。

#### 4. 3 製造設備等の管理

事業者は、毒物劇物の危害防止のため自主的に毒物劇物製造所等の設備及び機器類を適正に管理させなければならない。

- (1) 製造施設の機器類は正常に機能するよう維持管理する。
- (2) 製造所等は5 S (Seiri、Seiton、Seibi、Seisou、Sitsuke) の確保に努め、不要な物は置かないこと。

- (3) 毒物劇物が飛散又は漏洩しないようにすること。
- (4) 毒物劇物の盗難又は紛失を防止するため、貯蔵数量の点検確認を行うこと。
- (5) 毒物劇物を収納する容器には、飲食物の容器として使用されるものは使用しないこと。
- (6) 貯蔵設備の周囲に防液堤がある場合、雨水の水抜き弁は常に閉止しておくとともに、当該防液堤に雨水が滞留している場合はその水質に異常がないことを確認してから排水すること。

#### 4. 4 廃棄基準

事業者は、毒物劇物を安全に処理するため、廃棄の基準を作成し、毒物劇物を取り扱う者に教育し、周知させなければならない。廃棄する場合には流出漏洩等により、環境を悪化させることがないようにしなければならない。

毒物劇物及びそれを収納した容器又は被包を廃棄する場合は以下のように行う。

- (1) 毒物劇物取扱管理者は毒物劇物の廃棄に際しては、予め廃棄計画を立案し、その作業責任者を定めること。
- (2) 作業責任者は当該廃棄に対して十分な知識と経験を有する者を選任すること。
- (3) 作業計画は周囲の環境に配慮し、法令及び環境汚染がないよう環境関係法令を遵守すること。
- (4) 業者に処理を委託する場合は、廃棄物処理法で定められた資格を有する業者に委託し、適切に廃棄されたことを確認すること。

### 第5章 物流

#### 5. 1 運搬

事業者は、毒物劇物の運搬に関する危害を防止するため、車両による運搬に際しては、次の事項を確認して従事させる。業務を委託する場合にあっても定めた基準に適合していることを定期的に確認し、適正な業務がなされるように指導監督すること。

##### (1) 容器又は被包の使用

ア. 毒物劇物が容器又は被包に収納され、密閉されていること。

イ. 1回につき1トン以上運搬する場合、容器又は被包の外部にその毒物劇物の名称、成分の表示がなされていること。

##### (2) 積載の方法

- ア. 容器又は被包は落下、転倒、破損しないよう積載すること。
  - イ. 容器又は被包は積載車両の長さ及び幅を越えないこと。
  - ウ. 毒物劇物の車両による荷役時は、車両の移動を防止するため車両の移動を防止する措置を講じて行う。
- (3) 省令別表第2に掲げる毒物劇物を1回につき5,000kg以上運搬する場合の処置
- ア. 法令で定める時間を超えて運搬する場合は、車両一台につき運転者のほか交替して運転する者又は助手を同乗させる。
  - イ. 車両には、省令で定める標識を掲げる。
  - ウ. 車両には、防毒マスク、ゴム手袋など事故時の応急措置に省令で定める必要な保護具を二人分以上備える。
  - エ. 車両には、運搬する毒物劇物の名称、成分及び含量、事故時に行う応急措置の内容を記載した書面を備える。
- (4) 荷送人の通知
- 毒物劇物の運搬を運送業者等に委託する場合であって、1回の運搬数量が1,000kgのときは、運送人に対し、当該毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を提出する。
- (5) 運搬の方法
- ア. 毒物劇物及び運送上の関係法令を遵守し安全運転を行うこと。
  - イ. 運搬ルートは法令で禁止されているルートでないことを確認する。  
(指定されたトンネル等)
  - ウ. 毒物劇物が漏洩した場合を想定して被害が最小限となるルートを選定する。
  - エ. 交替して運転する者又は助手を確保していること。
  - オ. 車両に「毒」の標示板を掲げていること。
  - カ. 事故時の応急措置等を記載した「緊急時の措置要領（イエローカード）」を運転する者に交付するとともに、周知徹底すること。
  - キ. 運搬する毒物劇物が持ち去られないように厳重に管理する。
  - ク. 毒物劇物被譲渡者の敷地内に搬入する場合は、法令を遵守するほか毒物劇物譲渡者の規定により行うこと。
  - ケ. 毒物劇物を毒物劇物被譲渡者に引き渡す場合は品名及び数量を相互に確認すること。

## 第6章 事故発生時等の措置

### 6. 1 関係機関への届出

事業者は、次の事象が発生した場合、その状況を速やかに消防署、保健所又は警察署に届出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 毒物劇物の飛散、流出又は地下へのしみ込み等保健衛生上の危害が生じる恐れのある時
- (2) 毒物劇物の盗難又は紛失時
- (3) 引火、火災、爆発、毒劇物の可燃物の漏洩や流出等により環境に重大な影響を及ぼす恐れなどが生じた場合

### 6. 2 事故発生時の連絡等

事業者は、事故や危害の発生などの異常な事象（以下「異常」という）が発生した場合の措置について基準を作成し、関係者に徹底させなければならない。

- (1) 事業所内における異常の事態が生じた場合は、この基準に従い措置する。
- (2) 構外（車両による運搬中）における事故の場合は、直ちに消防署、保健所又は警察署及び荷送人に連絡し、その指示を受けるとともに、次の措置を講じる。なお、具体的な措置は毒物劇物の種類毎に作成されたイエローカードによる。

#### ア. 漏洩時及び出火時の措置

毒物劇物による化学物質としての毒性又は有害性を認識し、当該物質の燃焼性、反応性等を考慮し、イエローカードに基づき適切な措置を講じる。

#### イ. 保護具

自動空気呼吸器、ゴム手袋、長靴、保護衣等の保護具は、当該毒物劇物の特性に応じ、適切なものを使用する。

## 第7章 教育訓練

### 7. 1 教育訓練

- (1) 事業者は、毒物劇物の危害を防止するため、自主的に「年間教育研修計画」を策定し毒物劇物を取り扱う者に対して教育訓練を行う。

毒物劇物取扱管理者は、毒物劇物を取り扱う者の教育訓練の修得状況を把握するため、毒物劇物の修得レベルを定め、個人毎に定期的に評価する。修得レベルに達しないと判断

される場合は、再度教育を実施し、一定のレベル以上の修得状況を保つようにしなければならない。教育の内容は次の項目を含めなければならない。

- ア. 関係法令及び社内規定
- イ. 毒物劇物の危険性及びその取扱方法
- ウ. 毒物劇物の廃棄の方法
- エ. 事故発生時の想定訓練（連絡及び事故時の措置等を含む）
- オ. 事故発生の原因とその対策
- カ. その他保健衛生上必要な事項

(2) 毒物劇物営業者は、自ら又は営業所の者を、社外で開催される毒物劇物関係の研修会に積極的に参加させなければならない。

## 第8章 文書化と記録及び保管

### 8. 1 文書化

事業者は、法令で定められている事項及び毒物劇物の危害防止のため自主的に作成した危害防止に関する基準等を文書化し、毒物劇物を取り扱う者に継承しなければならない。また、文書化する手順を定めるとともに、文書は最新版に基づき管理しなければならない。

### 8. 2 記録及び保管

事業者は、法令で定められた事項や、自主的に定めた毒物劇物の危害防止活動を円滑に推進し、実効あるものとするため、活動実施及び運用に関して必要な事項を定め記録するとともに、当該記録を保管するものとする。特に毒物劇物に関する知識や取り扱い方法、異常時の措置に関しての対応に関する事項を毒物劇物の取扱者に対して徹底することは重要である。

これらの規定類の整備、修得状況及び異常時の対応と改善に関しては、確実にフォローできるように整備し、その実施状況等を記録し保管しなければならない。

## 第9章 監査

### 9. 1 監査計画の立案と実施

事業者は、毒物劇物の危害防止のため自主的に定めた定期的な監査計画を作成し、監査を実施する手順等を定めるとともに、この手順に基づき、事業者を含めた監査を実施し、監査の結果、不適合と認めるときは、その是正事項をPDCAサイクルの管理システムに反映させ、管

理レベルの向上を図らなければならない。

#### 9. 2 監査結果の報告

事業者は、経営者に監査結果を報告するとともに、経営者は見直し等を指示しなければならない。

#### 付 則

##### 1. 承認者

この規定の制定・改定・廃止は□□（又は事業者）の承認によって行う。

##### 2. 責任者

この規定の内容及び制定・改定・廃止手続きについては〇〇（規定の改廃の担当部署の責任者）がその責任を負う。

##### 3. 実施日

この規定の実施日は、改定経歴表に記載された日とする。

チェックリスト(製造業)

危害防止規定の章	危害防止規定の項目	着眼点	*	チェックリスト	確認		
第1章 総則	目的	規定の策定と遵守	<input type="checkbox"/> 危害防止規定を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 危害防止規定の策定には事業者及び従業員が参画しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		理念 基本方針	<input type="checkbox"/> 危害防止規定には法令で示された必要な事項をすべて盛り込んでいるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> 危害防止規定の遵守状況を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> 危害防止に関する事業者の理念を明確に定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> 危害防止に関する事業者の基本方針を明確に定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> 危害防止に関する基本方針に法令等の遵守を盛り込んでいるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> 危害防止に関する理念・基本方針を全従業員に周知徹底しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			P D C A サイクル	<input type="checkbox"/> 危害防止に関する理念・基本方針を定期的に見直ししているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/> 危害防止に関する活動計画の実施状況等の評価結果を、危害防止に関する理念・基本方針に反映しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			事業者の責務	<input type="checkbox"/> 事業者自らが自社の危害防止に対する理念・基本方針を示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/> 事業者は、危害防止に関する最高責任者として責務を果たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/> 事業者は、自社の危害要因の実態を認識しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			協力会社	<input type="checkbox"/> 事業者は、地域社会の安全、安心、環境等の重要性について認識しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 事業所内の協力会社に対し、事業所の安全に関する理念・基本方針を反映して方針、計画を策定することを明確に定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/> 事業所内の協力会社に対し、安全確保に関する活動計画の実施状況等の評価結果を、安全の確保に関する理念・基本方針を反映しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
第2章 安全管理体制等	毒物劇物の管理方針	目標と計画	<input type="checkbox"/> 毒物劇物管理方針を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 管理目標は理念・基本方針を反映しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	毒物劇物の管理目標の設定	管理目標の設定	<input type="checkbox"/> 目標・計画は専門部署がレビューしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 目標・計画どおりに改善を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 目標・計画を関係部署の従業員に周知・理解させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 年間毒物劇物管理計画を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			危害要因の特定とリスクの低減	危害要因	<input type="checkbox"/> 危険性物質の貯蔵・取扱数量を把握しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/> 事業所の危害要因を具体的に説明できるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/> 事業所における設備や毒物劇物等の化学物質等の危害要因を特定する手順を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/> 物質危険性評価を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/> 取扱物質の物性や反応に伴う危険性を評価し、対策を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/> - 異常反応発生の可能性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> - 毒性ガス漏洩の可能性	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> - プロセスや反応の危険性	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> - 自然発火・引火・可燃性物質の危険性	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> - 爆轟性物質の危険性	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 生き設備での特殊作業に関する危険性を評価しているか。	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 国内外の事故・トラブル事例を入手した場合は、同類事故・トラブルの発生の危険性がないか確認しているか。	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 専門的な事項については社外の専門家を活用しているか。	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	リスク低減	<input type="checkbox"/> 毒物劇物の暴露による火傷・薬傷・中毒の危害防止対策が図られているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> プロセスや系内流体、設備等による異常な温度上昇、圧力上昇の危険性を評価しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 緊急時の措置に関する危険性の評価を実施しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> - 緊急時の措置によって生じる新たな危険シナリオを想定し、対策を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> - 用役停止への対応措置、管理体制が確立しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> - 天災、気候変化への対応措置、管理体制が確立しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/> 火災、爆発等からの延焼・類焼の危険性を評価しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/> 毒物劇物の取扱いや各作業(実験を含む。)に関する作業手順は安全性、確実性を優先して、運転操作・作業の遵守・注意事項を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/> 有毒ガス等が放出されたときの所内外の対応策は準備されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/> 漏洩時に設備内(系内ブロック・保存)に留める対策がなされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 人的ミスによって生じるリスクを想定し、安全対策をとっているか。(リスク管理)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 失敗によって生じるリスクを想定し、安全対策を取っているか。(リスク管理)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 負傷者の応急措置、病院搬送の措置対応は講じられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	管理計画と安全管理組織	目標設定	<input type="checkbox"/> 目標・計画の作成にあたり、従業員・協力会社の意見を反映しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 目標・計画に具体的な実施内容を明示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 各基準類の改廃は基準どおりの手続きで行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 目標・計画の進捗状況を管理しているか。(どの部署が管理しているか、責任者は誰か。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 危害防止管理計画の進捗状況が記録され、事業者等の承認を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 目標・計画どおりに改善を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/> 目標・計画を関係部署の従業員に周知・理解させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			管理組織	<input type="checkbox"/> 安全管理組織を編成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/> 安全管理組織は危害防止の管理が出来る組織になっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			法の遵守	<input type="checkbox"/> 安全管理組織は管理責任が明確になっており、その責任を果たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 安全管理組織の危害防止活動が記録され、事業者等の承認を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/> 毒物及び劇物取締法に定められる責任者等は官庁に届けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/> 当該事業所に適用される法律は明確になっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/> 当該事業所に適用される法律を遵守した組織になっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

チェックリスト(製造業)

危害防止規定の章	危害防止規定の項目	着眼点	* チェックリスト	確認
			△ 当該事業所に適用される法律を遵守した法定管理者及び責任者は関係官庁に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 関係官庁に届け出ている法定管理者及び責任者は最新の者になっているか。	<input type="checkbox"/>
第3章 安全管理	安全管理	基準の策定	△ 危害防止に関する基準類ほどのような基準が策定されているか。(基準の体系とその具体的基準を提示する。)	<input type="checkbox"/>
			□ 危険性物質管理に関する基準類を定めているか。	<input type="checkbox"/>
			□ 毒物劇物の取扱いや各作業(実験を含む。)に関する作業手順は安全性、確実性を優先して、運転操作・作業の遵守・注意事項を定めているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 基準の制定、改訂、廃止等や承認手続きの手順は定めてあるか。	<input type="checkbox"/>
			△ 取扱物質の安全データシート(SDS)は全物質が整備されているか。どのように管理されているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 安全データシート(SDS)は最新版にしてあるか。入手手順と改訂手順は明確になっているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 安全な運転・作業を遂行するために操作マニュアルの実践を指導しているか。(総合的)	<input type="checkbox"/>
			◇ 運転マニュアルには種々の不測事態を想定し、危急対応・措置を規定しているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 人的ミス防止のため指差確認、危険予知訓練(KYT)等の活動を実施しているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 安全操業のため物質特性や反応等に関する基本的な安全教育を実施しているか。(物質安全)	<input type="checkbox"/>
		◇ 操作ミスによる大気放出の危険防止のための指導・教育を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ タンク、受槽、容器からの漏出拡大防止を目的に内容物のモニタリングをしているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 温度(外気温を含む。)、圧力、流量等の運転状況の変動を監視しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 毒物劇物の暴露による火傷・薬傷・中毒の危害防止対策が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 爆発、引火、可燃性、毒劇性等の物質を大気に放出する場合の安全対策は図られているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 運転操作や作業の基本事項・基本動作を遵守するよう教育・指導を実施しているか。(行動規範)	<input type="checkbox"/>	
		◇ 危険作業時の保護具の着装は基準に盛られ、着装されているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 漏洩、放出時の警報システムは整備されているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 毒性ガスを取り扱う施設に毒性ガスのモニタリング装置を設置しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 毒物劇物の漏洩、流出が発生した際、人と環境への安全保護対策は整備されているか。	<input type="checkbox"/>	
	◇ 漏洩・流出時、作業員の安全保護対策は整備されているか。	<input type="checkbox"/>		
	△ 事業所における設備や毒物劇物等の化学物質等の危害要因を特定する手順を定めているか。	<input type="checkbox"/>		
	△ 事業所の危害要因を具体的に説明できるか。	<input type="checkbox"/>		
	△ 各種作業の安全遵守・注意事項が教育・周知され、実行されているか。←作業手順	<input type="checkbox"/>		
	設備の管理	設備管理	◇ 系内流体による腐食に関する危険を評価しているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 温度、圧力、期間等の運転条件による腐食や脆化の危険を評価しているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 系内流体、天候による脆化に関する危険を評価しているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 系内流体による摩食(エロージョン)に関する危険を評価しているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ パッキング・ガスケット類の腐食劣化による危険を評価しているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 外面腐食に対する対応は実施されているか。(塔槽、機器、配管、サポート類)	<input type="checkbox"/>
			◇ 保温、保冷の防露・防水対策は考慮されているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 各種付属物・内装物(スカート、シュー、コイル等)の腐食劣化による危険を考慮しているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 防食塗装、コーティング、ライニング等が考慮されているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 塔槽、反応炉等は圧力上昇時の脱圧システムを有しているか。(緊急脱圧弁、安全弁、破裂板)	<input type="checkbox"/>
		◇ 安全弁、破裂板、放風管、フリザー弁等は確実に機能しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ ポンプ吐出系の設備は締切圧力以上の耐圧強度を有しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ プロセスや系内流体、設備等による爆発・火災・噴破・破断の危険を評価しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 急激な圧力、荷重、衝撃、外力が加わる場合の危険性を評価しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 弱小設備・配管等には安全防護柵・サポート類が設けられているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ パッキングや継手等は適正材料が使用されているか。(異材、混蝕)	<input type="checkbox"/>	
		◇ 製造・貯蔵施設において漏洩又は流出の防止策を講じているか。(防液堤、貯留池)	<input type="checkbox"/>	
		◇ 漏洩等の異常発生時に被害拡大を回避する設備が設けられているか。(フレア処理設備、ブローダウン、二次防液堤、貯留池等)	<input type="checkbox"/>	
		◇ 流出防液堤にpHメータ等を設置して漏洩のモニタリングをしているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 所内排水末端部に流出を感知するモニタリング装置が設置されているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 排出した毒物劇物の無害化対策が講じられているか。(除害装置、薬剤投入等)	<input type="checkbox"/>	
		施工不良	◇ 着工前、工事中の安全確認は確実に行われているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 毒物劇物の除去、脱圧、脱液、不活性ガス置換が確実に行われているか。	<input type="checkbox"/>
◇ 保護具を使用してガス検知が適切に実施されているか。			<input type="checkbox"/>	
保全不良		◇ 腐食性液体を貯蔵するタンク等の保全検査を定期的実施しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ - 腐食開孔、漏洩が確認されたときの対応措置を規定しているか。(応急処置)	<input type="checkbox"/>	
		◇ - 腐食や劣化の程度によって設備本体の修理又は交換の基準を定めているか。(恒久処置)	<input type="checkbox"/>	
	◇ - 検査結果を評価しているか。	<input type="checkbox"/>		
	◇ - 腐食速度を保全に役立てているか。	<input type="checkbox"/>		
	◇ 腐食性流体等を処理・貯蔵するタンク・受槽・配管等について漏洩を想定しているか。	<input type="checkbox"/>		
	◇ 腐食性液体を処理・貯蔵するタンク等について腐食を配慮した設計をしているか。(材質、腐れ代等)	<input type="checkbox"/>		
	◇ 諸設備・機器等の異常、不良が認められた際の措置は明確となっているか。(上記タンク等以外)	<input type="checkbox"/>		
	◇ 設備材料の腐食劣化状況を検査して、寿命管理を実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
	◇ 腐食や侵食の起こりやすい箇所を特定し、巡回点検重点箇所に指定しているか。	<input type="checkbox"/>		
	◇ 肉厚測定に際しては、経歴、材質、流体の物性(腐食性等)、運転条件等(温度、圧力、流れの状態)の状況を考慮に入れて測定位置を選定しているか。	<input type="checkbox"/>		
	◇ 腐食性液体を処理・貯蔵するタンク等の保全検査(外観)を定期的実施しているか。	<input type="checkbox"/>		



チェックリスト(製造業)

危害防止規定の章	危害防止規定の項目	着眼点	* チェックリスト	確認		
		工事管理	◇ 腐食/摩食(侵食)の進行を肉厚管理台帳等によって把握しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事・作業の的確な監督と適切な指導を実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 腐食性液体他を処理・貯蔵する塔槽・タンク等の保全検査を定期的実施しているか。(専門分野の外観検査等)	<input type="checkbox"/>		
			◇ 腐食性流体等を処理する塔槽・タンク、配管類のパッキング・継手の外観チェックを定期的実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ プラスチック製の塔槽・配管類の腐食・劣化に係る外観チェックを定期的実施しているか。(FRP等)	<input type="checkbox"/>		
			◇ 塔槽、配管、回転機、機器等の安全弁・ブリザー弁の定期的な点検・整備を実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 電気計装機器の作動性を定期的に点検しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 回転機の振動、異音、臭いの状態を巡回時に点検しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 運転制御機器の作動性、応答性を定期的に点検しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事・作業の実施中、危険性の高まる各操作を予測し、対応策を講じているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事関係者全員(協力会社を含む。)に対し、取扱物質の性状等による危険性について教育を実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 危険性物質の危険特性に応じた工事安全対策を実施しているか。(例:車両誘導)	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事管理基準に危害(中毒、薬傷等)の防止に関して定めているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 危険工事(火気使用、活き設備、重複工事等)について基準を定めているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事管理基準を定めているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事管理基準の遵守状況を確認しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事責任者を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事管理基準に危険工事(火気使用、危険物製造・使用エリア作業等)について定めているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 危険工事の中で、さらに危険性の大きい工事についてはその危険性に適じ管理を強化しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事許可申請、承認、実施の一連の手順を定めているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事における危険性の洗い出しを実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 問題点、改善が必要な事項に対する対応を確実に実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事許可証(又は作業指示書)により安全遵守事項を確認しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工実施前の安全確認を適切に実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事着工前、保全部門、運転部門の両者は、運転部門から保全部門への引渡しの時、工事着工に支障のないことを現場で確認しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事終了後、保全部門、運転部門、安全防災部門の三者は、保全部門から運転部門への引渡しの時、使用再開に支障がないことを現場で確認しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事中、保全部門は引継業務を確実に実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 火気使用工事に際し、安全対策を実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事計画が変更となった場合には、改めて工事管理基準により処理しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 複数工事を同時に実施する場合は、全体を見通して、可燃物と着火源が共存しない工事管理(全体工事日程、工事内容の調整等)を実施しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 工事が影響を及ぼす範囲について、他の工事責任者との間で協議しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 検査者の責任と権限を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 協力会社の工事実施者に指示を適切に伝えているか。	<input type="checkbox"/>		
第4章 運転管理	運転管理	操作手順	◇ 誤操作防止のためダブルチェック方式を実施しているか。(チェックリスト、人)	<input type="checkbox"/>		
			◇ 運転マニュアルに頻度の少ない運転操作に関する遵守事項を設けているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 運転管理組織には有資格者等を適正に配置しているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 緊急時の初期対応を定めているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 緊急停止基準を定めているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 操作手順について始業前の危険予知が実施されているか。	<input type="checkbox"/>		
			◇ 特殊な運転操作、作業の危険性や遵守事項が規定され、周知されているか。←特殊操作	<input type="checkbox"/>		
			◇ - タンクドレン切り、エア抜き作業	<input type="checkbox"/>		
			◇ - 詰替え作業	<input type="checkbox"/>		
			◇ - 充填注入作業	<input type="checkbox"/>		
			毒物劇物製造所等の点検検査	点検検査	◇ 塔槽、配管等の定期的な巡回点検により、腐食・劣化に関する外観チェックを実施しているか。	<input type="checkbox"/>
					◇ プロセスや系内流体、設備等による異常な温度上昇、圧力上昇の危険性を評価しているか。	<input type="checkbox"/>
					◇ 塔槽、反応炉等は圧力上昇時の脱圧システムを有しているか。(緊急脱圧弁、安全弁、破裂板)	<input type="checkbox"/>
					◇ 設備・配管・ホース類は確実に接続されているか。	<input type="checkbox"/>
					◇ 急激な温度変化による熱歪み(膨張、収縮)の危険性を評価しているか。	<input type="checkbox"/>
	◇ 所外に誤排水される可能性のある有害物質の連続モニタリングをしているか。	<input type="checkbox"/>				
	基準の遵守	◇ 保護具着用が遵守されていることを現場現物で確認しているか。		<input type="checkbox"/>		
		◇ 運転や作業における不測事態やリスクの高まる操作を予測し、対応等を実施しているか。		<input type="checkbox"/>		
		◇ 運転に係る基準類の遵守状況を確認しているか。		<input type="checkbox"/>		
		◇ 諸作業の危険性、遵守・注意事項が教育され、理解されているか。		<input type="checkbox"/>		
		◇ - ドレン切り作業(バルブ操作、現場離脱、液位監視バックアップ等)		<input type="checkbox"/>		
		◇ - 静電気に係る作業(帯電防止等)		<input type="checkbox"/>		
	第5章 物流	物流	物流	◇ - 運搬作業基準(荷物、数量、届け出先、荷物緊結、車止、盗難防止等)は定められているか。	<input type="checkbox"/>	
				◇ - 運搬作業前・後の客先、荷物品名、数量の確認をしたか。	<input type="checkbox"/>	
				◇ - 運搬途中での荷役品の品名、数量の確認をしているか。	<input type="checkbox"/>	
				◇ - 搬送中に振動による接続部の緩み等が起こらないよう養生しているか。	<input type="checkbox"/>	
				◇ - 輸出品荷受の時に割れ、漏洩等の異常がないことを確認しているか。	<input type="checkbox"/>	

チェックリスト(製造業)

危害防止規定の章	危害防止規定の項目	着眼点	* チェックリスト	確認
			- 搬送者はイエローカードを理解しているか。	<input type="checkbox"/>
			- 搬送者は毒物劇物の入荷、出荷作業を理解しているか。	<input type="checkbox"/>
			- 車両には定められた標識が付けてあるか。緊急時に使用する定められた備品が備え付けられているか。	<input type="checkbox"/>
			- 運搬経路の安全性を確認したか。	<input type="checkbox"/>
第6章 事故発生時等の処置	事故発生時の連絡等	緊急時の体制	△ 緊急事態を想定した基準は策定されているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 所外流出の不測事態を想定し、対応措置を呈示しているか。(公道、河川、海上、大気)	<input type="checkbox"/>
			◇ 漏洩等の異常時の措置対応、判断基準は標準化され明確となっているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 異常時の指揮命令、連絡系統を確立しているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 異常事態を想定した体制は組織されているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 異常事態を想定した基準は事業所全員に周知されているか。各人の役割は明確になっているか。	<input type="checkbox"/>
	周知訓練	△ 異常事態を想定した訓練は定期的実施され、訓練結果を評価し、改善が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
		△ 異常事態を想定し、関係部署の通報連絡は迅速に行えるよう定期的に訓練しているか。	<input type="checkbox"/>	
		△ 異常事態を想定し、報道関係者や地元広報活動の訓練を定期的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	
		△ 異常事態を想定し、必要な資機材を整備し、定期的に点検整備しているか。	<input type="checkbox"/>	
		△ 自然災害発生時に事業所内で事故が発生した場合の想定訓練をしているか。	<input type="checkbox"/>	
		△ 事故調査を行っているか。	<input type="checkbox"/>	
事故調査	事故調査	□ 事例の横展開を行っているか。	<input type="checkbox"/>	
		- 類似事例の再発防止対策を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	
第7章 教育訓練	教育訓練	訓練計画	△ 年間教育研修計画は事業所の関係法令を満足する教育計画が策定され、事業所全員に周知されているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 毒物劇物の原料、副原料、反応による生成物、副生物等の危険性、取扱方法や注意事項について、作業員に指導・教育を行っているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 異常時の指揮命令系統について教育を実施しているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 年間教育研修計画は事業所の関係法令を満足する教育計画となっているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 従業員毎に研修すべき科目が明確になっているか。履修記録はあるか。	<input type="checkbox"/>
		訓練記録	◇ 運転操作ミスを起こさせないように、定期かつ適時に安全教育を実施しているか。	<input type="checkbox"/>
			◇ 塔槽、タンク、配管、機器の漏洩(流出)の有無・状態を定期的に点検しているか。	<input type="checkbox"/>
			□ 危険性評価を行うために教育を行っているか。	<input type="checkbox"/>
			□ 新入社員(転入者)安全教育・訓練計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>
			□ 新入社員(転入者)安全教育・訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>
	新入社員教育	□ 事業所内の協力会社従業員に対し、安全の確保に関する理念・基本方針の周知を図っているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 毒性、薬傷等による危害に関する基本的な安全教育を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 保護具の装着訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 工事や作業の基本事項を遵守するよう教育・指導を実施しているか。(仕事の進め方)	<input type="checkbox"/>	
		□ 運転部門教育訓練計画に、緊急時対応訓練を盛り込んでいるか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 毒物劇物の危険性、取扱方法や注意事項について、作業員に指導・教育を行っているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 異常発生時は連絡、報告、確認を徹底するよう教育指導を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	
		◇ 運転操作ミスを起こさせないように、定期かつ適時に安全教育を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	
		□ 保護具の着用を定め、作業員に指導・教育を行っているか。(保護面、手袋、安全带等)	<input type="checkbox"/>	
		◇ 作業の遵守・注意事項が教育され、理解されているか。(現場離脱、仮配設備の緊縛、外部放出等) ←行動規範	<input type="checkbox"/>	
第8章 文書化と記録及び保管	文書化	文書化	△ 基準類は、変更時等の必要都度の改訂以外に、定期的な改訂がなされているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 各基準類の改廃は基準どおりの手続きで行われているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 基準類の改訂経歴があるか。現在使用されている基準類は最新版となっているか。	<input type="checkbox"/>
	記録及び保管	記録及び保管	- 危害防止の活動方針、計画は文書化され周知されているか。	<input type="checkbox"/>
			- 規定類や法令は文書化され周知されているか。	<input type="checkbox"/>
			- 毒物劇物の危害防止の活動実施及び運用は記録され定期的に確認されているか。	<input type="checkbox"/>
			- 毒物劇物の品名、数量、販売又は授与先は記録され定期的に確認し、法令に規定された期間(5年)保管しているか。	<input type="checkbox"/>
第9章 監査	監査計画立案と実施	計画立案と実施	△ 監査の手順は決められているか。(審査員、実施計画、実施記録、是正報告)	<input type="checkbox"/>
			△ 監査計画が作成されているか。計画どおりの監査が実施されているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 監査結果の不具合事項は適切に是正され、改善が実施されているか。	<input type="checkbox"/>
			□ 改善指摘事項を監査対象、事業者(社長又は事業所長)及び関係箇所に周知徹底しているか。	<input type="checkbox"/>
			△ 事業者のマネジメントレビューを行い是正事項等の指示を受けているか。	<input type="checkbox"/>
	監査結果の報告	報告	□ 事業者は、監査結果の報告を受け、把握しているか。	<input type="checkbox"/>
			□ 事業者に対する改善勧告を行っているか。	<input type="checkbox"/>
			□ 事業者は、改善指摘事項を最優先事項としているか。	<input type="checkbox"/>
			□ 事業者は、監査結果の報告を受け、把握しているか。	<input type="checkbox"/>
			□ 事業者は、監査結果の報告を受け、把握しているか。	<input type="checkbox"/>
			事業者の関わり	

\* □ 印は、参考文献：1)危険性評価方法(チェックリスト方式)を引用し、一部を加筆修正した。  
 ◇ 印は、参考文献：2)化学品製造業チェックリスト(A-B:E;簡易版)を引用し、一部を加筆修正した。  
 △ 印は、危害防止規定の策定に際し、規定の内容等に漏れがないようにするため、追加した。

着眼点とは、規定を作成する場合、参考となる事項をキーポイントとして記載した。

参考文献

- 財団法人全国危険物安全協会：「危険性評価方法(チェックリスト方式)」(2006)
- 長谷川和俊、大野晋、関谷正明：「毒物劇物の事例解析に基づく安全管理創生に関する研究」平成18年度研究報告書(H17-化学一般-005)厚生労働省研究補助金化学物質リスク研究事業(2007)

## II 參考資料

## ○毒物劇物取扱責任者の業務について

(昭和五〇年七月三一日)

(薬発第六六八号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通達)

毒物劇物営業者等に対する指導取締りについては従来より格別の御配慮を煩わしているところであるが、毒物劇物取扱責任者の業務を明確にすることにより毒物劇物の取扱いの適正化を図るため、今般、毒物劇物取扱責任者が行う業務内容を別添のとおり定めたので、貴職におかれてはかかる趣旨を御了知をうえ、左記事項に留意し、貴管下毒物劇物営業者、毒物劇物取扱責任者等に対し周知徹底されるよう特段の御配慮をお願いする。

なお、毒物劇物営業者等の監視取締りについては、昭和五〇年四月一日薬発第三〇一号薬務局長通知「毒物劇物監視要領の制定について」を参照されたい。

### 記

- 一 毒物劇物取扱責任者は、毒物及び劇物取締法(昭和二五年法律第三〇三号。以下「法」という。)第七条において、毒物又は劇物による危害の防止に当るものと規定されているが、別添の「毒物劇物取扱責任者の業務について」は、毒物劇物取扱責任者がその業務を果すうえで必要かつ基本的な事項を具体的に定めたものであること。
- 二 別添の「毒物劇物取扱責任者の業務について」掲げる事項は、毒物劇物取扱責任者が製造所、営業所、店舗その他の事業場における毒物劇物の取扱いについて、総括的に管理、監督すべき事項として定めたものであり、毒物劇物取扱責任者自らが直接これらの事項の実施に従事することを義務付けたものではなく、その責任と指揮、監督のもとに、他の者に行わせても差し支えないこと。
- 三 毒物劇物取扱責任者がその業務を円滑に遂行できるよう、常時、当該製造所等に勤務し、かつ、適切な権限を有する者を毒物劇物取扱責任者として指名すると共に、当該製造所等に係る毒物劇物危害防止規定を作成し、当該製造所等における毒物及び劇物の管理、責任体制を明確にするよう毒物劇物営業者等を指導すること。

### 別添

#### 毒物劇物取扱責任者の業務について

##### 一 製造作業場所等について

製造作業場所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二六年厚生省令第四号)第四条の四の規定の遵守状況点検、管理に関すること。

## 二 表示、着色等について

法第三条の二第九項、第一二条、第一三条及び第一三条の二の規定の遵守状況の点検に関すること。

## 三 取扱いについて

法第一条第一項、第二項及び第四項の規定の遵守状況の点検に関すること。

## 四 運搬、廃棄に関する技術上の基準について

(一) 運搬に関する法第一条第三項及び法第一六条第一項の規定に基づき政令で定める技術上の基準への適合状況の点検に関すること。

(二) 廃棄に関する法第一五条の二の規定に基づき政令で定める技術上の基準への適合状況の点検に関すること。

## 五 事故時の措置等について

(一) 事故時の応急措置に必要な設備器材等の配備、点検及び管理に関すること。

(二) 当該製造所等と周辺事務所等との間の事故処理体制及び事故時の応急措置の連絡に関すること。

(三) 事故時の保健所等への届出及び事故の拡大防止のための応急措置の実施に関すること。

(四) 事故の原因調査及び事故の再発防止のための措置の実施に関すること。

## 六 その他

(一) 毒物劇物の取扱い及び事故時の応急措置方法等に関する従業員の教育及び訓練に関すること。

(二) 業務日誌の作成に関すること。

(三) その他保健衛生上の危害防止に関すること。

## ○毒物劇物危害防止規定について

(昭和五〇年十一月六日)

(薬安第八〇号・薬監第一三四号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知)

毒物劇物営業者等の作成する毒物劇物危害防止規定(以下「危害防止規定」という。)については、昭和五十年七月三十一日薬発第六六八号「毒物劇物取扱責任者の業務について」をもつて通知したところであるが、その作成にあたっては、左記の点に御留意のうえ、遺憾のないよう指導方願います。

記

1 危害防止規定の目的及び性格について

危害防止規定は、毒物劇物製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、もつて毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であること。

2 危害防止規定の記載事項について

(1) 危害防止規定は、当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容になるように作成すること。

なお、毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であっても差し支えないこと。

(2) 危害防止規定の記載事項には、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうるよう、左記の基本的な事項が記載されていなければならないこと。

なお、危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めること。

ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項

イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項

キ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

# 毒物劇物危害防止規定モデル

令和2年3月発行

三重県医療保健部

薬務感染症対策課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話 059-224-2330

FAX 059-224-2344